

申 請

令和4年4月26日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
岸田 文雄 殿

岩手県知事  
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく  
令和4年3月16日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
岩手県一関市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培された  
ものに限る。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェ  
ックシート」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたなめこ
- 解除を申請する理由  
別紙参照

## 別紙

### 出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

#### 1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県一関市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木なめこ」という。）のうち、「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値（100 Bq/kg）以下であることが確認されたなめこ。

#### 2 経過及び解除申請の理由

##### （1）これまでの経過

平成24年10月に、一関市の露地栽培原木なめこ1検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（240 Bq/kg）が検出されたため、11月2日に出荷制限が指示された。

基準値を超過した原因については、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値（50 Bq/kg）を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。

生産再開を目指す1生産者については、平成29年11月から「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、跳ね返り防止資材の敷設などの栽培管理に取り組んでいる。

今回、栽培管理に取り組んでいる1生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を1ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生した子実体を1ロットとして、子実体発生前のほだ木と子実体をそれぞれ3検体以上採取し検査を実施した。

なお、平成29年11月に出荷制限が解除された大船渡市の事例では、平成27年の検査において、子実体が10検体中2検体で食品の基準値の1/2を超過し、その原因として、落葉層除去後の土壌に残留していた放射性セシウムが、跳ね返り防止資材を経由し、土壌から子実体に移行したものと判断されたため、一関市においても、跳ね返り防止資材とほだ木との間に遮水シートを設置し、土壌から子実体への放射性セシウムの移行防止対策を実施した。

##### （2）検査結果

令和3年の検査の結果、子実体（3検体）は平均値11 Bq/kg、最大値11 Bq/kgで食品の基準値を大きく下回り、ほだ木（3検体）についても、平均値5.2 Bq/kg、最大値7.3 Bq/kgで指標値を下回っており、基準値を超える子実体が生産される可能性は低いと判断できる。

#### 3 岩手県一関市における管理計画

##### （1）生産者の管理

岩手県は、一関市内で露地栽培原木なめこの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、栽培箇所数、栽培面積、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。

記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ木の管理を行う。

## (2) 栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」により、露地栽培原木なめこを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・子実体の放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、落葉層の除去、土の跳ね返り防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木や子実体の検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、一関市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、露地栽培原木なめこを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者の露地栽培原木なめこを取り扱わないよう周知を図る。

## (3) 解除後の出荷管理

一関市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

出荷される露地栽培原木なめこについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「一関市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、一関市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、J A、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市の露地栽培原木なめこを扱わないことや、市町名又は栽培方法の表示が無い露地栽培原木なめこについては、生産地の市町名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市の露地栽培原木なめこが販売されていないかを確認する。

## (4) 解除後の検査計画

一関市内で、生産を継続している生産者については、露地栽培原木なめこの発生状況を確認しながら、一関市と連携し、1ロットごとに1検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の1ヶ月に1回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木なめこの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過した子実体は廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

一関市内で、出荷再開を希望する生産者については、以下の要件を満たした場合、出荷を認めることとする。

①生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。

②栽培管理を実施したうえで、子実体の発生前に、ロット毎に3検体のほだ木検査を行い、全て指標値以下であることが確認できること。

③栽培管理を実施したうえで、子実体の発生期に、ロット毎に3検体の子実体の検査を行い、全て基準値以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。



# 岩手県一関市 原木なめこ(露地栽培)生産者位置図

